

2020年5月18日

新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

一般社団法人 日本少額短期保険協会

I. はじめに

今般の「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言発令に際し、少額短期保険業界では、お客さまに必要な業務サービスの提供を維持することで保険業としての社会的使命を果たしつつ、感染防止の取組みを進めてきた。

しかし、完全な感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、緊急事態宣言の適用・解除に関わらず、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが十分に低減し、お客さま、代理店、役員、従業員等の関係者の健康と安全・安心を確保できる段階に至るまでの間は、引き続き感染防止に向けた取組みの継続が必要と考える。

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月14日変更)や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言等を踏まえ、少額短期保険業界のお客さま、代理店、役員、従業員等の関係者の感染防止に努めつつ業務を継続するための考え方・例示等を整理したものである。

会員会社におかれては、本ガイドラインを参考に、地域ごとの感染状況や各社の業務特性や事情等も踏まえ、創意工夫を図りながら新型コロナウイルスの感染予防と業務継続に取り組むよう努めていただきたい。

II. 新型コロナウイルス感染症対策における基本的な考え方

会員会社には、お客さま、代理店、役員、従業員等の健康・人命保護を最優先とすることを大前提とし、そのうえで金融インフラとして少額短期保険業者のサービスをお客様へ継続して提供していくことが求められる。

また、役員・従業員が感染者あるいは濃厚接触者となって長期に業務に携われなくなることは、少数精鋭主義の業務運営をしている少額短期保険業者にとっては業務継続上、極めて大きな影響をもたらす懸念があることを心に留めて、日ごろから役員・従業員等の感染防止に全力で取り組んでいただきたい。

1. 会員会社における具体的な対策例

会員会社は、以下を参考とし、感染予防と業務継続に取り組むよう努めていただきたい。

(1)新型コロナウイルス感染症対策の体制構築

①意思決定の体制構築

・経営陣は感染拡大時において、速やかに業務継続方法や感染対策・感染予防策の実行等に
係る基本方針、意思決定方法等の体制を整備・構築すること。

②情報収集や情報共有の体制構築

・感染拡大の状況、政府等行政機関及び日本少額短期保険協会の発信情報、医療・感染症等
の専門家の知識・助言等に基づき、適切な対策を講ずること。

・役員・従業員等およびその家族等の罹患状況を把握し、罹患確認時には行政機関や日本少
額短期保険協会に速やかに報告すること。

・役員・従業員等に対する感染防止策、感染者発生時の行動や業務運営方針を周知徹底させ
ること。

(2)役員・従業員等に対する感染防止の啓発等

・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「『新しい生活様式』の実践例」
(本ガイドライン「別紙 1」参照)や「人との接触を 8 割減らす、10 のポイント」(本ガイドライン
「別紙 2」)の内容の実践を徹底させること。

・公共交通機関や公共施設を利用する際、マスクの着用、咳エチケットの励行、エレベーター
内・車内などの密閉空間で会話をしないことなどを徹底させること。

・過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされてい
る国・地域などへの渡航ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示す
ること。

・新型コロナウイルス感染症から回復した役員・従業員等やその関係者が、職場内で差別され
ることがないように、役員・従業員等に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮措置
を講じること。

(3)役員・従業員等やその家族の健康確保

・役員・従業員等に対して、新型コロナウイルス感染症への予防意識を高め、出勤前に、体温
や新型コロナウイルス感染症への感染を疑われる症状の有無を確認させること。

・新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合、早めに保健所や医療機関に相談の上、
医療機関を受診するように指示をすること。

(4) 感染予防対策の実施

- ①業務の内容等に応じて想定される感染経路について、お客さまおよび役員・従業員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、リスクに応じた対策を検討すること。
- ②具体的な予防策の例
 - ・手洗い・マスクの着用・咳エチケット、職場の換気・清掃・消毒など一般的な感染防止策の実施を徹底させること。
 - ・リモートワークや時差出勤等の積極的な推進と定着を図ること。
 - ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して役員・従業員に準じた感染防止対策を求めること。
 - ・お客さま、代理店等の対話にあたっては、可能な限り、電話・メール・郵送の活用を進める等、対面活動のリスク低減に努めること。
 - ・会議、イベント等の主催や参加にあたっては、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催又は参加の必要性を感染予防の見地から十分に検討すること。
 - ・男女雇用機会均等法に基づく指針に定める妊娠中の女性労働者への対応等、役員・従業員等の健康状態等に応じた、適切な措置・配慮を行うこと。(令和2年5月7日一部改正 http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11129.html)

2. 感染者が確認された場合の対応

(1) 役員・従業員の感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関等、関係機関との迅速な連携と当該機関からの指示に基づき適切な対応を行うこと。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、感染者と濃厚接触した役員・従業員に自宅待機させることを検討すること。
- ・更なる感染拡大防止等の観点から必要な公表を行う。但し、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意すること。

《参考》4/7【日少短社第 20-02 号】通達内「従業員に新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際の対応及び事業継続に関するマニュアル(雛形)」

(2) 自社が入居するビルに同居する他社社員の感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関及びビル貸主の指示に従うこと。

3. 会員会社における公表

- ・上記の内容を踏まえ、会員会社において自主的に決定した営業体制・運営方針等については、必要に応じ、各会員会社のウェブサイト等により公表し、お客さまへご協力をお願いする。

Ⅲ. その他参考情報

- 【新型コロナウイルス感染症対策専門家会議】『新しい生活様式』の実践例
 - 本ガイドライン「別紙 1」参照

- 人との接触を 8 割減らす、10 のポイント
 - 本ガイドライン「別紙 2」参照

- 【新型コロナウイルス感染症対策本部】「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年5月14日変更
 - https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0514.pdf

- 【新型コロナウイルス感染症対策専門家会議】
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」2020年5月4日
 - <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000629000.pdf>

「新しい生活様式」の実践例

別紙1

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくな**ら屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

人との接触を **8割減らす**、**10のポイント**

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守るよう、日常生活を見直してみましょう。

<p>1 ビデオ通話で オンライン帰省</p> 	<p>2 スーパーは1人 または少人数で すいている時間に</p> 	<p>3 ジョギングは 少人数で 公園はすいた時間、 場所を選ぶ</p> 	
<p>4 待てる買い物は 通販で</p> 	<p>5 飲み会は オンラインで</p> 	<p>6 診療は遠隔診療 定期受診は間隔を調整</p> 	
<p>7 筋トレやヨガは 自宅で動画を活用</p> 	<p>8 飲食は 持ち帰り、 宅配も</p> 	<p>9 仕事は在宅勤務 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために</p> 	
<p>10 会話は マスクをつけて</p> 	<p>3つの密を 避けましょう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 換気の悪い密閉空間 2. 多数が集まる密集場所 3. 間近で会話や発声をする密接場面 		<p>手洗い・ 咳エチケット・ 換気や、健康管理 も、同様に重要です。</p>